

## 昭和五十二年法律第七十一号

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律

## (目的)

第一条 この法律は、国際観光文化都市が我が国の国民生活、文化及び国際親善に果たす役割にかんがみ、これらの都市において特に必要とされる施設の整備を促進するため、国際観光文化都市の整備に関する事業計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な財政上の措置等について規定し、もつて国際観光文化都市にふさわしい良好な都市環境の形成を図り、あわせて国際文化の交流に寄与することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において「国際観光文化都市」とは、次に掲げる法律が適用される市又は町並びにこれらの市又は町に準ずる市町村のうち、当該市町村に観光、保養等の目的のため滞在し、又は宿泊する者の総数（以下「流動人口」という。）の状況及び当該市町村の財政力が政令で定める基準に適合するもので、政令で指定する市町村をいう。

- 一 別府国際観光温泉文化都市建設法（昭和二十五年法律第二百二十一号）
- 二 伊東国際観光温泉文化都市建設法（昭和二十五年法律第二百二十二号）
- 三 熱海国際観光温泉文化都市建設法（昭和二十五年法律第二百二十三号）
- 四 奈良国際文化観光都市建設法（昭和二十五年法律第二百五十号）
- 五 京都国際文化観光都市建設法（昭和二十五年法律第二百五十一号）
- 六 松江国際文化観光都市建設法（昭和二十六年法律第七号）
- 七 芦屋国際文化住宅都市建設法（昭和二十六年法律第八号）
- 八 松山国際観光温泉文化都市建設法（昭和二十六年法律第十七号）
- 九 軽井沢国際親善文化観光都市建設法（昭和二十六年法律第二百五十三号）

2 主務大臣は、前項の規定による市町村を指定する政令又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の議を経なければならない。

## 第三条 国際観光文化都市の整備に関する事業計画

「事業計画」という。を作成し、これを主務大臣に提出することができる。

2 事業計画には、前項の施設の整備に関する事業の概要、経費の概算その他国際観光文化都市の長が必要と認める事項について定めるものとする。

## 第四条 国は、事業計画に基づいて施行される事業（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第二項に規定する補助事業等であるものに限る。）については、当該事業の進行状況、当該国際観光文化都市の財政状況等を勘案して、法令及び予算の範囲内において、補助金の交付の決定について特別の配慮をするものとする。

## (地方債についての特別の配慮等)

第五条 国際観光文化都市が事業計画に基づいて施行する事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該国際観光文化都市の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

2 国は、前項に定めるもののほか、事業計画を達成するため必要があるときは、国際観光文化都市に対し、財政上の措置について適切な配慮をするものとする。

## (国等及び国際観光文化都市の長の責務)

第六条 国及び関係地方公共団体は、第一条の目的を達成するため、前二条に定めるもののほか、事業計画に基づく事業の促進と完成にできる限りの積極的な援助を与えなければならない。

2 国際観光文化都市の長は、第一条の目的を達成するため、進んで事業計画に基づく事業の完成に努めなければならない。

## (主務大臣)

第七条 この法律における主務大臣は、国土交通大臣その他政令で定める大臣とする。

## 附 則 抄

## (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

## (この法律の失効)

2 この法律は、平成二十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

## 附 則 (昭和六十二年三月三十一日法律第一〇号)

この法律は、公布の日から施行する。

## 附 則 (平成九年三月三十一日法律第二〇号)

この法律は、公布の日から施行する。

## 附 則 (平成二十一年二月二二日法律第一六〇号) 抄

## (施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第一千三百五条、第一千三百六条、第一千三百二十四条第二項、第一千三百二十六条第二項及び第一千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一九年三月三〇日法律第五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。